

## 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果

(検証の概要)

- ◇土地改良事業等完了後8年未経過の土地については、農用地域からの除外は原則不可。ただし、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（金沢農業・農村総合振興計画）に位置づけた施設については、除外が可能。
- ◇金沢農業・農村総合振興計画においては、下記の施設を地域の農業の振興に必要な施設と位置づけており、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第4条の5第1項第27号ハの規定に基づき、その施設の効用について、定期的な検証が必要。
- ◇今回、検証に当たり、関係機関から意見を聴くもの。検証結果については、後日公表。（金沢農業・農村総合振興計画に規定）

(令和5年8月現在)

付図番号	1	
施設の種類	農家住宅	農家分家住宅
事業主体	橋田 満	今村 佳乃
農振除外決定日	令和元年10月1日	令和元年10月1日
建設完了（予定）時期	令和2年8月	令和2年8月
施設の規模（㎡）	517㎡	446㎡
施設の位置	大浦町又69-1	大浦町又69-5 大浦町又69-6 (農振除外時：大浦町又69-1)
土地改良事業名	基幹水利施設予防保全対策事業	基幹水利施設予防保全対策事業
事業の工期	H27～H29	H27～H29
達成すべき目標	農業従事者を確保することで、集落及び地域農業の維持・活性化につなげる。	後継者を確保することで、集落及び地域農業の維持・活性化につなげる。
検証結果（案） （効用の発揮状況）	農業従事者として当該地に居住し、営農を行っている。また、集落活動にも参加しており、地域及び水稻生産の維持・活性化につながっている。	後継者として当該地に居住し、営農・集落活動に参加しており、地域及び水稻生産の維持・活性化につながっている。

付図番号	2	
施設の種類	農家分家住宅	
事業主体	吉本 英成	
農振除外決定日	令和2年5月21日	
建設完了（予定）時期	令和2年12月	
施設の規模（㎡）	214㎡	
施設の位置	二日市町ホ98-4 (農振除外時：二日市町ホ98-1の一部)	
土地改良事業名	基幹水利施設 予防保全対策事業	用排水施設整備事業
事業の工期	H24	H22～H24
達成すべき目標	後継者を確保することで、集落及び地域農業の維持・活性化につなげる。	
検証結果（案） （効用の発揮状況）	後継者として当該地に居住し、営農・集落活動に参加しており、地域及び水稻生産の維持・活性化に繋がっている。	

付図番号	3	
施設の種類	農家分家住宅	
事業主体	大道 心太	
農振除外決定日	令和3年2月12日	
建設完了（予定）時期	令和3年12月	
施設の規模（㎡）	196㎡	
施設の位置	今町ホ34-1、今町ホ180-1 (農振除外時：今町ホ34の一部、今町ホ180の一部)	
土地改良事業名	基幹水利施設 予防保全対策事業	用排水施設整備事業
事業の工期	H24	H22～H24
達成すべき目標	後継者を確保することで、集落及び地域農業の維持・活性化につなげる。	
検証結果（案） （効用の発揮状況）	後継者として当該地に居住し、営農・集落活動に参加しており、地域及び水稻生産の維持・活性化に繋がっている。	